

綾瀬市学校給食物資納入業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）において使用する食材料（主食、牛乳及び脱脂粉乳の物資を除く。）の購入の適正を期すため、納入業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の募集)

第2条 納入業者の募集は、毎年「広報あやせ」等に掲載して周知するものとする。

(申請者の資格)

第3条 納入業者として登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 登録を希望する業種を1年以上営んでいること。
- (2) 食品製造加工業者については、保健所の食品衛生監視票の採点結果が、80点以上であること。

(登録有効期間)

第4条 納入業者の登録の有効期間は、登録された年度の翌年度の4月1日から2年間（以下「本登録期間」という。）とする。ただし、本登録期間内に新たに登録の申請を行った者の有効期間は、登録された年度の翌年度の4月1日から1年間とする。

(登録申請)

第5条 申請者は、学校給食物資納入業者登録申請書（第1号様式）により、次に掲げる書類を添えて申請期間内に教育長に申請しなければならない。

- (1) 営業を行っていることを明らかにする書類（申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書）
- (2) 営業に関し許可、登録等を受けることとされている場合には、当該許可、登録等を受けていることを証する書類
- (3) 最近1年間の法人税、所得税、法人・個人事業税、法人・個人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (4) 申請者が個人である場合は、申請者の本籍地の市区町村が発行した身分証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

2 前項における申請期間は、その都度定める。

(審査の実施)

第 6 条 前条の登録申請の審査は、学校給食主管課が行う。

2 審査は、原則として書類審査とする。ただし、新規申請者、検収不合格品を納入したことがある者等については、必要に応じて事業所等の実態調査を行うものとする。

3 学校給食主管課長は、前項の審査結果を教育長に報告しなければならない。

(登録業者の諮問等)

第 7 条 教育長は、前条の報告に基づき、申請者の登録の適否を綾瀬市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮問するものとし、運営委員会は、審議の結果を教育長に答申するものとする。

(登録業者の決定)

第 8 条 教育長は、前条の答申に基づき申請者の登録の適否を決定したときは、その旨を学校給食物資納入業者登録決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、登録を許可しないときは、その理由を付さなければならない。

(登録資格の喪失等)

第 9 条 登録の許可を受けた者（この条において「登録業者」という。）が第 3 条第 2 号に該当しなくなったときは、登録業者はその資格を喪失する。

2 登録業者が誠実に物資を納入しないことその他の理由により不適格業者と認められたときは、教育長は登録を取り消すことができる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(綾瀬市学校給食物資の購入等に関する要綱の一部改正)

2 綾瀬市学校給食物資の購入等に関する要綱（平成 11 年 9 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「綾瀬市学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱（平成 11 年 9 月 1 日施行）」を「綾瀬市学校給食物資納入業者の登録に関する要綱（平成 1

6年10月1日施行)」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

学校給食物資納入業者登録申請書

年 月 日

綾瀬市教育委員会教育長 殿

申請者 住 所
商 号
代 表 者 印

綾瀬市立学校給食センターにおいて使用する食材料を納入したいので、指定の関係書類を添えて納入業者の登録を申請します。

この学校給食物資納入業者登録申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

業 種						
営 業 区 分	本社	本店	支店	営業所	出張所	その他
営 業 年 数	年（学校給食		年		その他産業給食 年）	
取 扱 品 目	穀類	いも及びでん粉類	砂糖及び甘味類	菓子類	油脂類	種実類 豆類 魚介類 獣鳥鯨肉類 卵類 乳類 野菜類 果実類 きのこ類 藻類 し好飲料類 調味料及び香辛料類 調理加工食品類 添加物 その他
営 業 規 模	従 業 員 数	人（うち担当営業所従業員数				人）
	輸 送 能 力	保冷車	台	冷凍車	台	貨物車 台 (自社 ・ 一部委託 ・ 全部委託 (委託先))
	店 舗 等 の 規 模	店舗	m ²	工場	m ²	倉庫 m ²
	冷 凍 庫	基（容量）				
	冷 蔵 庫	基（容量）				
取 引 先	納 品 先					
	購 入 先					

第2号様式（第8条関係）

学校給食物資納入業者登録決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会教育長

印

次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 内 容	登録する	登録しない
登 録 の 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
納 入 指 定 品 目		
登 録 を し ない 理 由		
備 考		